

市営住宅返還にかかる住宅修繕費の入居者負担に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号。以下「条例」という。）第32条第1項第1号に定める明け渡しの際の入居者の費用負担について、必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償の対象)

第2条 市長は、入居者が住宅を明け渡すとき、条例第32条第1項第1号に定める入居者の費用負担に係る住宅部分について、損害賠償金として請求を行う。

2 条例第32条第1項第1号に定める以外の住宅部分において、入居者の責に帰すべき理由により発生した損害について、市長が特に必要と認めた場合は、別途請求を行う。

(損害賠償額の査定)

第3条 市長は、入居者が住宅を明け渡すとき、別表1に定める損害賠償判定基準に基づき市の定める別表2の単価により損害賠償額を査定し、市営住宅修繕損害金決定通知書により通知する。

(損害賠償金の徴収)

第4条 市長は、前条の損害賠償金を入居者の敷金から徴収する。

2 損害賠償金の徴収は、敷金の範囲内とする。

(適用住宅)

第5条 本要綱の適用は、条例の適用住宅とする。ただし、特別市営住宅及び市長が特に認めた住宅については、この限りでない。

2 神戸市厚生年金住宅条例（昭和44年3月条例第46号。）第3条1号に定める一般厚生年金住宅については、本要綱を準用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

(旧要綱の廃止)

2 この要綱の制定により、「市営住宅返還の住宅修繕費の負担にについて。昭和47年4月1日施行。」を廃止する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表1 損害賠償判定基準

入居期間	査定項目
6か月未満	なし
6か月以上～1年未満	襖張替（仕切り部分の一部のみ）
1年以上～2年未満	畳表替
2年以上	襖張替，畳表替

別表2 損害賠償金単価表

項目		金額	
襖張替	仕切	両面新鳥の子	3,100円
		両面ビニール	4,000円
		片面鳥新の子 ビニール	3,500円
	押入	2,900円	
	押入幅広	3,400円	
	押入（ビニール）	3,500円	
	戸襖	4,000円	
	天袋	1,600円	
	天袋（ビニール）	2,000円	
畳表替		4,400円	
諸費用		査定額の1割	